県有財産の売却に係る一般競争入札

公

告

公有水面埋立て工事のしゅん功認可......

告

示

目

次

青森県地中熱利用推進ビジョンの策定業務委託に係る一般

監

查 委

包括外部監査の事務を補助する者の氏名等..

事

務

局

:

-

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の

部改

事

務

局

:

-

正.....

博物館に相当する施設の指定.....

(保文

護化

課財

:

世

選挙管理委員会

係る一般競争入札.....

教育委員会

青森県運輸部門省エネルギー モデルの構築調査業務委託に

第二千八百十三号

青森県告示第五百八十号

公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成十六

平成十九年 八月一日

なお、

同条第二項の規定により告示する。

平成十九年八月一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目一の一

(財産管理課) ...

=

2 代表者の住所及び氏名

(開発振興課)

껃

青森市長島一丁目一の

青森県知事 三村申吾

埋立区域

同

Ħ.

東津軽郡平内町大字茂浦字月泊五一及び五二に隣接する国有林から同字六の二

2 地点と の地点を結ぶ北東側の円弧線、 分四二・九九メートルの地点を円心とする半径四二・九九メートルの円周で の 側の円弧線、 の地点を円心とする半径三・九五メートルの円周で の地点までを順次に結ぶ円弧線、 ○五メートルの地点を円心とする半径八・○五メートルの円周で に至る地先公有水面 次の の地点との地点を直線で結んだ線、 の地点と の地点を直線で結んだ線、 の地点から二九九度五三分三・九五メートル の地点との地点を直線で結んだ線、 の地点から二二四度二一分八・ の地点と の地点を結ぶ東 の地点から二一九度五五 の地点から

平成十九年七月二十四日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、 年一月六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、

で平内町役場に備え置いて閲覧に供される。

免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森県

1

の地点から二〇四度一七分四三・〇二メートルの地点を円心とする半径四三・

示

〇二メートルの円周で

の地点との地点を結ぶ北側の円弧線、

の地点から

だ線、 点と⑤の地点を既設護岸海側線に沿って結んだ線により囲まれた区域 と∞の地点を結ぶ西側の円弧線、∞の地点から∞の地点までを順次に直線で結ん ハ・○○メートルの地点を円心とする半径二ハ・○○メートルの円周で⑳の地点 点を円心とする半径六・三〇メートルの円周で⑤の地点と⑩の地点を結ぶ南側の でを順次に直線で結んだ線、 トルの円周で∅の地点と⑳の地点を結ぶ北側の円弧線、 地点から一五八度二分一七・一〇メートルの地点を円心とする半径一七・一〇メー 点と②の地点を結ぶ西側の円弧線、 九分七・五〇メートルの地点を円心とする半径七・五〇メートルの円周で ぶ南側の円弧線、 トルの地点を円心とする半径四・○○メートルの円周で 地点までを順次に直線で結んだ線、 ③の地点から⑤の地点までを既設護岸海側線に沿って結んだ線及び ◎の地点と②の地点を直線で結んだ線、 の地点と ⑤の地点から三○三度四○分六・三○メートルの地 の地点を直線で結んだ線、 ②の地点と②の地点を直線で結んだ線 の地点から三一九度三一分四・〇〇メー ②の地点から三二六度四一分二 ②の地点から⑤の地点ま の地点と の地点から三二度四 の地点を結 の地 ② の 地

の地点 東津軽郡平内町大字茂浦地先に設置された茂浦港西防波堤灯台 四〇度五六分二九秒、東経一四〇度五二分二二秒)から三〇二度三四 分四八七・九一メートルの地点 (北緯

の地点 の地点から三〇五度二五分三・〇〇メートルの地点 の地点から三二四度一三分○・五一メートルの地点 の地点から の地点から二八八度三二分八・六四メートルの地点 の地点から二九九度五三分一・三六メートルの地点 の地点から三〇二度五五分一〇・四九メー の地点から三一四度二一分一六・四五メートルの地点 の地点から三五二度七分五・二一メートルの地点 の地点から八度五三分五・九〇メートルの地点 の地点から三一二度一七分一〇・〇〇メートルの地点 の地点から二四一度七分一〇・〇〇メートルの地点 の地点から一六九度五六分一〇・〇〇メートルの地 の地点から一三一度五二分一・四〇メートルの地点 ;地点から二一五度二六分一○・九八メートルの地点 |地点から||三四度四| 一四四度四三分三・三七メートルの地点 三分四・一一メートルの地点 トルの地点

26の地点 ③の地点 29の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 の地点 の地点 の地点 の地点 ∞の地点から二六度三五分○・五四メートルの地点 ②の地点から ②の地点から三三八度二分二・○六メートルの地点 の地点から二一二度二七分三・四四メー の地点から二六五度四八分五・〇七メートルの地点 の地点から二九一度三二分二六・六七メー の地点から二三二度五〇分六・九六メートル トルの地点 の地

③の地点 郷の地点 御の地点 46の地点 45の地点 御の地点 43の地点 御の地点 ④の地点 御の地点 ③の地点 ③の地点 ③の地点 36の地点 ③の地点 ③の地点 ③の地点 ③の地点 ∞の地点から一一四度三四分四・八四メートルの地点 ④の地点から | 二九度 | 七分五・八二メートルの地点 ④の地点から一二八度一四分一○・○○メー ④の地点から一二五度三四分一○・○○メートルの地点 ④の地点から ②の地点から ④の地点から ④の地点から一二○度五四分一五・○○メー ∞の地点から 一九度二三分二・九五メートルの地点 ∞の地点から 一八度三七分五・三三メートルの地点 ③の地点から一一七度三四分一○・○○メートルの地 ③の地点から一一六度一三分一○・○○メートルの地点 ③の地点から一一四度五二分一○・○○メートルの地 ③の地点から 一五度四分一九・五八メートルの地点 ③の地点から一一五度三分七・八一メートルの地点 ③の地点から二五度五一分三五・〇〇メートルの地点 ③の地点から二九五度五一分三・一〇メートルの地点 ⑳の地点から二九五度四六分五○・○○メートルの地点 ②の地点から三三三度二分二九・○三メートルの地点 ⑩の地点から三○一度五九分○・六三メートルの地点 ◎の地点から二五七度四九分九・七一メートルの地点 ◎の地点から二一七度一八分五・一四メートルの地点 ◎の地点から二一九度四七分四・二一メートルの地点 の地点から三五四度三〇分一三・五三メートルの地点 | 二六度五四分||〇・〇〇メ| | | | | | | | | | | | | | | 二|| 度三二分九・八二メートルの地点 |四|度|七分四・〇二メートルの地点 |四度 | 五分 | 〇・〇〇メートルの地点 一分一〇・一六メートルの地点 トルの地点 トルの地点 トルの地点 トルの地点

⑩の地点 御の地点 ❸の地点から一三○度五一分一○・○○メートルの地点 ④の地点から | 三二度二二分八・九三メートルの地点

面積

3

Ą 六九九・五四平方メートル

公

告

県有財産の売却に係る一般競争入札

する。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告 次のとおり公有財産売却システムによる一般競争入札により契約を締結するので、

3

2

平成十九年八月一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

般競争入札に付する事項

次に掲げる財産の売却

土地

一六四、二〇二平方メートル	林	九ほか
九、七〇二平方メートル	雑種地	ほか青森市大字雲谷字山吹三三七の一
二五、九七七平方メートル	原 野	六ほか
三四、六六六・四五平方メートル	宅地	
地	地目	所在地

建物

所
在
地
種類
総
延
床
面
積

二八ほか青森市大字雲谷字山吹九二の二 研修所ほか 四 四四七・一八平方メートル

その他 土地又は建物の付属物である工作物、 立木竹及び物品

= 予定価格

三億二百四万円

入札に参加する者に必要な資格

Ξ

- い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな
- 第二条に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号)
- は構成員でないこと。 十七号) 第五条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成十一年法律第百四
- 売却する物件を示す場所

兀

青森市大字雲谷字山吹九二の二二八ほか

五 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付

場 所

- 青森市長島一丁目一の一
- 2 インターネット上のヤフー 株式会社の提供する公有財産売却システム上 青森県総務部財産管理課
- 六 入札参加の申込み

出し、 で参加仮申込みを行った後、 での間に、インターネット上のヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上 入札に参加する者は、平成十九年八月一日午後一時から同月二十九日午後二時ま 入札保証金の納付を行わなければならない。 次に定めるところにより一般競争入札参加申込書を提

- 提出期間 平成十九年八月一日から同月二十九日まで
- 2 提出場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課

入札及び開札の場所及び日時

場所

インター ネット上のヤフー 株式会社の提供する公有財産売却システム上

2 日時

県

報

青

森

七 入札保証金の額 平成十九年九月五日午後一時から同月十三日午後一時まで

八 契約保証金の額 三千二十万四千円

契約金額の百分の五以上に相当する金額

九 仮契約書の取り交わしの時期 落札決定の日から七日以内

+代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする

+

反した入札は、無効とする 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

2 谷字山吹九二の二二八において現地説明を行う。 物件については、平成十九年八月二十二日午後一時三十分から、青森市大字雲

項第八号及び青森県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 議決があった旨を文書により通知することで、契約が締結されるものとする。 決を要するので、落札者と仮契約書を取り交わした上で、青森県議会の議決後 条例 (昭和三十九年四月青森県条例第二十六号) 第三条により、青森県議会の議 本件財産売却は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一

4 三年法律第七十七号) 第二条第二号に規定する暴力団の事務所の用に供してはな 落札者は、売買物件を暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律 (平成

5 の事務所の用に供してはならない (平成十一年法律第百四十七号) 第五条に規定する観察処分の決定を受けた団体 落札者は、売買物件を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

青森県地中熱利用推進ビジョンの策定業務委託に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成十九年八月一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

般競争入札に付する事項

作業名 青森県地中熱利用推進ビジョンの策定業務

2 作業内容 入札説明書による。

履行期限 平成二十年一月三十一日

3

入札方法

本件については、 価格その他の条件が最も有利なものをもって申し込みをした

者を落札者とする総合評価落札方式による。

入札に参加する者に必要な資格

者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

Ξ 入札者の義務

成し、これを入札書の提出期限までに提出しなければならない。 成した提案書は青森県において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を いて説明を求められた場合には、これに応じなければならない。 添付した入札書のみを落札決定の対象とする。 この入札に参加を希望する者は、青森県が交付する仕様書に基づいて提案書を作 なお、 また、 入札者の作 提案書につ

兀 入札書・提案書の提出場所等

1 問い合わせ先 入札書・提案書の提出場所、 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び

青森市長島一丁目一の一

青森県エネルギー 総合対策局エネルギー 開発振興課環境・エネルギー 産業振興

電話 〇一七 七三四 九三七八

2 入札書・提案書の提出期限

平成十九年八月十七日

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目一の一

青森県庁東棟四階 青森県エネルギー 総合対策局会議室

平成十九年八月二十二日 午後三時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

三条及び第百五十九条の規定による。 青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条、 第百三十 2

 \vdash

 \mathbb{H}

Ħ

i t

f o

i m

p l

Ф

m e

ב

t a

t i o n

七 六 落札者決定方法 落札決定の日から七日以内 契約書の取り交わし時期

項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、 方法をもって落札者を定める。 予定価格の制限の範囲内で、 入札説明書で指定する要求事項のうち、 総合評価の 必須とした

その他

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

反した入札は無効とする 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

3 入札書の記載方法

する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切 かを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載するこ |捨てた金額| をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者である 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

UMMARY

S

S ervic Ф t o р Ф ч Φ Ω u i r

 \Box

Φ

С

S

o n

0

Ъ

Φ

<

S

0

<u></u>

0 Ъ Ф \Box Ф 0 i o n þ Ф ØΩ Ф 0 th promo r m a

Ф Ħ ч Ø Ħ Ао m o ۲ Ъ н Ф f Ф С t u

_ а n u V ω \sim 0 0

ω \vdash \exists Ħ \leftarrow f o ٦ + Ф Ħ Д

ω 0 ъ. Ħ Αu 90 Ц 7,

2

0

4 \bigcirc 0 Ħ а C Þ 0 i n 0 Ъ Φ Ħ 0 t i c

Ħ Ħ < г 0 nm Ф Ħ а Ħ d Ħ Ħ Φ ч Ø V Industry

> Promoti 0 Ħ S Ф C 0

Ħ Φ V Ρr 0 Ħ 0 t i o а Ħ d \Box Φ < Φ 1 0 p m e n

Divis 0

Ħ

Aomori Ъ ۲ Ф Ф С t u ч а 9 0 v e н nm Ħ

-1 - 1N a 970 а S Ъ Ħ

Aomori City, Aomori 0 ω 0 ∞ Ω ~1

0

JAPAN

青森県運輸部門省エネルギー モデルの構築調査業務委託に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成十九年八月一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

一般競争入札に付する事項

作業名 青森県運輸部門省エネルギーモデルの構築調査業務

2 作業内容 入札説明書による。

3 履行期限 平成二十年一月三十一日

4 入札方法

者を落札者とする総合評価落札方式による。 本件については、 価格その他の条件が最も有利なものをもって申し込みをした

_ 入札に参加する者に必要な資格 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

Ξ 入札者の義務

者であること。

いて説明を求められた場合には、これに応じなければならない。 成し、これを入札書の提出期限までに提出しなければならない。 この入札に参加を希望する者は、青森県が交付する仕様書に基づいて提案書を作 なお、 また、 提案書につ 入札者の作

添付した入札書のみを落札決定の対象とする。 成した提案書は青森県において審査するものとし、 採用し得ると判断した提案書を

兀 入札書・提案書の提出場所等

問い合わせ先 入札書・提案書の提出場所、 入札説明書の交付場所、 契約条項を示す場所及び

青森市長島一丁目一の一

グループ 青森県エネルギー 総合対策局エネルギー 開発振興課環境・エネルギー 産業振興

電話 〇一七 七三四 九三七八

入札書・提案書の提出期限

2

平成十九年八月十七日 午後三時

開札の場所及び日時

青森市長島一丁目一の一

3

青森県庁東棟四階(青森県エネルギー 総合対策局会議室

平成十九年八月二十二日 午後四時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則 (昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第百三十二条、第百三十

一条及び第百五十九条の規定による。

契約書の取り交わし時期

青

六

落札者決定方法 落札決定の日から七日以内

七

項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、 予定価格の制限の範囲内で、 入札説明書で指定する要求事項のうち、 総合評価の 必須とした

方法をもって落札者を定める。

八 その他

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、 入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

> かを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載するこ り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切 課税業者であるか免税業者である

SUMMARY

ervic Ф t o Ф Φ u i r e

< Ф S t 1 90 а t 1 0 0 C 0 t 1 Ħ S t r С Ħ m o þ

Ħ 0 ಬ Ħ S ď 0 н 0 Ħ ۳. Ħ \triangleright 0 mor i

J C

0

0

e

Ф

0,0

V

C

0

Ħ

S

Ф

<

ы

0

Ħ

S е

C

 \sim

Ħ

m i t

0

imple

m e

Ħ

t i o

Ħ ⊏ r y ω 2 0 0

 ω Ħ Ħ f o ч t e n d

ω .. 0 0 Ď. Ħ. \triangleright ロ Ø ч 7 20 0

4 0 Ħ С poin 0 Ъ Ф Ħ 0 t i c

Promo Ħ nvir t i 0 0 nm e n S Ф t 1 Ħ d Ħ n e ч 0,0 V Ħ Д ustry

Ħ

Ħ n e r g y Promot i o Ħ а Ħ d \Box Φ < Ф 1 0 p m

Divis 0

Aomo Ρr Ф f Ф C \leftarrow ⊏ ч а G 0 ⋖ Ф н Ħ Ħ

Ф

<u>|</u> |-Z **07**0 þ Ħ

Aomo City, Aomo r i 0 ω 0 ∞ IJ ~1 0

 \vdash ΈL 0 1 7 ~ ω 4 9 ω ~1

表中

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第十一号

する施設を次のとおり指定した。 博物館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号) 第二十九条に規定する博物館に相当

平成十九年八月一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

第六号 指定番号 日七平 月成 二十九 四年 指定年月日 る施設の名称 博物館に相当す 青森県立美術館 地字近野一八五番 所 在 地 一番市長島一丁目 青森県 一丁目 及び住所 設置者の名称

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第八十五号

ことのできる施設の指定)の一部を次のように改正する。 平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号 (個人演説会等を開催する

平成十九年八月一日

Ш 村

能

人

青絲県選挙管理委員会委員長

南部町ふれあい交流プラザ 九の八七 南部町大字大向字泉山道

を

新郷村都市農村交流センター 南部町ふれあい交流プラザ 九の八七 南部町大字大向字泉山道 0 新郷村大字戸来字風呂前

に改める。

監 査 委

青森県監査委員告示第一号

により、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の三十二第二項の規定 次のとおり告示する。

平成十九年八月一日

青森県監査委員 青森県監査委員 鶴 林 賀 茂 忠 世 男

青森県監査委員 叼 部 広 悦

青森県監査委員 森 内 之保留

包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

栗	後	西	宮	吉	倉	氏
村	藤	谷	下	田	成	IT
雄	元	俊	宗	柳	美	47
郎	_	広	久	郎	美 納 里	名
仙台市青葉区二日町八番六 七〇三号	仙台市泉区桂四丁目一二番地ノ一〇	青森市勝田二丁目六番一八号	八戸市一番町一丁目六番地二五	青森市新町二丁目八番一号 八〇三	八戸市大字本徒士町三番地三	住

手

島 貴 弘

笠

原

勉

一 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成十九年八月一日から平成二十年三月三十一日まで

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

仙台市青葉区下愛子字畑合一二番地 仙台市泉区寺岡五丁目九番地ノ三七